

瀬戸市農業委員会定例会議事録

- 1 開催日時 令和6年7月24日(水) 午後2時から午後2時45分
2 開催場所 瀬戸市役所庁議室
3 出席委員

農業委員

- 1番 伊藤 憲昭
2番 井上 俊英
3番 小澤 早由里
4番 加藤 卓夫
5番 作石 正太郎
6番 高島 八十三
7番 武田 晴光
8番 長江 和春
9番 中村 征実
10番 藤井 義廣
11番 矢野 洋三
12番 横道 厚子

農地利用最適化推進委員

- 1番 磯村 幸成
2番 江尻 雅之
3番 大澤 憲男
4番 加藤 晴次
5番 藤田 茂夫
6番 前田 晴美
7番 松原 清
8番 山田 泰司

(出席 20)

4 議事日程

第41号議案	農地法第5条の規定による許可申請について	1 件
第42号議案	農地法第5条の規定による許可申請について	1 件
第45号議案	農地法第3条の規定による許可申請について	1 件
第46号議案	農地法第3条の規定による許可申請について	1 件
第47号議案	農地法第5条の規定による許可申請について	1 件
第48号議案	農地法第5条の規定による許可申請について	1 件
第49号議案	農地法第5条の規定による許可申請について	1 件
第50号議案	農地法第5条の規定による許可申請について	1 件
第51号議案	農地法第5条の規定による許可申請について	1 件
第52号議案	農用地利用集積計画の変更について	5 件
報告第21号	農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書について	5 件
報告第22号	現況証明願出書について	2 件

議長

ただ今より瀬戸市農業委員会7月定例会を開会いたします。
本日の議題は、配布してあります議案書のとおりでございます。

議長

続きまして、本日の議事録署名委員の指名を行います。慣例により議長が指名することになっておりますが、これにご異議ございませんか。

(異議なしの声、多数あり)

議長

ご異議なしと認めます。よって、本日の議事録署名委員は、
6番 高島 八十三(たかしま やそみ)委員、
7番 武田 晴光(たけだ はるみつ)委員を指名いたします。

(第41・42号議案)

議長

これより議事に入ります。それでは「第41・42号議案 農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局

本件は令和6年6月定例会において上程されましたが、計画変更が見込まれ、申請者や愛知県と調整を踏むために審議保留となっていた案件です。

申請地は、登記地目が田、現況地目が田の12筆で、面積は8,359㎡、目的は太陽光発電設備の設置です。

立地基準は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、第2種農地に該当します。

申請地の周辺は北東が水路、北西が山林と南西が道路です。

近隣農地への影響については、隣接する農地がないため特に問題はありません。

排水については、現状のまま自然浸透とし、勾配が北東の水路に向かって
いるため、浸透しきれない水は水路で排水されます。

本件は土地利用調整条例により自治会等の団体への周知はできておりま

す。

以上より、本申請は、立地基準及び一般基準を満たし、地区担当委員さんからも適当とのご報告をいただいているため、許可相当であると考えます。

第41・42号議案につきましては以上です。

議長

事務局の説明は終わりました。第41・42号議案について、ご質疑はございませんか。

(なし)

議長

特にご質疑もないようでありますので、推進委員の皆様ご意見はございませんでしょうか。

(意見なし)

議長

特にご意見もないようでありますので、質疑を終結し、採決を行います。第41・42号議案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声、多数あり)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第41・42号議案は原案のとおり承認することに決しました。

(第45・46号議案)

議長

続きまして「第45号、第46号議案 農地法第3条の規定による許可申請について」は、譲受人が同一であるため、同時に説明していただき、審議を行います。では事務局の説明をお願いいたします。

事務局

45号議案の申請地は、登記地目が畑、現況地目が山林の5筆で面積は計

2, 566㎡、46号議案の申請地は、登記地目が畑、現況地目が山林の1筆で面積は383㎡です。当該農地は、特に耕作予定がなく管理に苦慮していたところ、規模拡大を希望していた受人と話がまとまり、本申請に至りました。受人は、すでに申請地の近くで耕作を行っているため通作条件も問題なく、地区担当委員さんからも適当とのご報告をいただいております。以上の点から、農地を取得するための要件を満たし、許可できるものと考えます。

第45号、46号議案につきましては以上です。

議長 事務局の説明は終わりました。第45号、46号議案について、ご質疑はございませんか。

高島委員 現況が山林となっておりますが何を作られるのですか。

事務局 果樹です。みかんの予定です。

議長 他にご質疑もないようでありますので、推進委員の皆様ご意見はございませんでしょうか。

(意見なし)

議長 特にご意見もないようでありますので、質疑を終結し、採決を行います。第45号、46号議案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声、多数あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、第45号、46号議案は原案のとおり承認することに決しました。

(第47号議案)

議長 続きますして「第47号議案 農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 申請地は、登記地目が田、現況地目が畑の2筆で、面積は515㎡、目的は住宅の建築です。

立地基準は、市街地介在農地で第3種農地に該当します。

申請地の周辺は北が田、東が宅地、南が道路、西が雑種地です。

近隣農地への影響については、西側に小堤、北、東、南側にはコンクリートブロックを設置し、土砂等の流出を防止します。排水は、申請地北東に設置する集水枡から北側水路へ排水する計画で、農事組合の排水承諾が添付されています。他法令は開発許可が該当し、許可見込みであることを確認しています。

以上より、本申請は、立地基準及び一般基準を満たし、地区担当委員さんからも適当とのご報告をいただいているため、許可相当であると考えます。第47号議案につきましては以上です。

議長 事務局の説明は終わりました。第47号議案について、ご質疑はございませんか。

(なし)

議長 特にご質疑もないようでありますので、推進委員の皆様ご意見はございませんでしょうか。

(意見なし)

議長 特にご意見もないようでありますので、質疑を終結し、採決を行います。第47号議案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声、多数あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、第47号議案は原案のとおり承認することに決しました。

(第48号議案)

議長 続きます、「第48号議案 農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 申請地は、登記地目、現況地目共に畑の1筆で、面積は432㎡、目的は駐車場です。立地基準は、市街地介在農地で第3種農地に該当します。

申請地の周辺は東が道路、北と西が宅地、東が資材置場です。

近隣農地への影響については、隣接する農地がないため特に問題はありません。排水は雨水のみで、自然浸透します。

以上より、本申請は、立地基準及び一般基準を満たし、地区担当委員さんからも適当とのご報告をいただいているため、許可相当であると考えます。第48号議案につきましては以上です。

議長 事務局の説明は終わりました。第48号議案について、ご質疑はございませんか。

(なし)

議長 特にご質疑もないようでありますので、推進委員の皆様ご意見はございませんでしょうか。

(意見なし)

議長 特にご意見もないようでありますので、質疑を終結し、採決を行います。

第48号議案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声、多数あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、第48号議案は原案のとおり承認することに決しました。

(第49号議案)

議長 続きまして、「第49号議案 農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 申請地は特別養護老人ホームと従業員用駐車場で多少離れていますが、一体事業として同時に農地転用をします。

申請地2か所は、登記地目、現況地目共に田の7筆で、面積は4,360㎡、目的は特別養護老人ホーム及び駐車場です。

立地基準は、市街地近傍小集団農地で第2種農地に該当します。

まず、特別養護老人ホームの申請地ですが、周辺は北と東と南が道路、西が神社です。近隣農地への影響については、隣接する農地がないため特に問題はありません。排水は、敷地内排水路から北西の最終柵で集水し、北側の水路へ排水します。他法令は土地利用調整条例と開発許可が該当し、土地利用調整条例については調整済、開発許可は許可見込みであることを確認しています。

続いて従業員用駐車場の申請地ですが、周辺は北と西が道路、東と南が田です。近隣農地への影響については、東と南にCBとフェンスを設置し、土砂流出を防止します。排水は、砂利駐車場で自然浸透による排水です。

以上より、本申請は、立地基準及び一般基準を満たし、地区担当委員さんからも適当とのご報告をいただいているため、許可相当であると考えます。第49号議案につきましては以上です。

議長 事務局の説明は終わりました。第49号議案について、ご質疑はございませんか。

矢野委員 この申請については問題ありませんが、地元説明会が実施されず、限られた関係者のみに説明がなされ、いつの間にか話が進んでしまいました。今後についてはこのようなことがないように、地元へ広く周知して進めていただきたいと思います。

藤井委員 土地利用調整条例における地元説明に該当すると思いますが、やっていないということですか。

事務局 土地利用調整条例の調整は済んでおりますが、地元説明については、自治会長の許可を得て、一部の方に説明がなされ、了解を得たと聞いております。このような意見が出たことについて、都市計画課やその他関係部署に情報共有を行い、連携を深めていきたいと思います。

議長 他にご質疑もないようでありますので、推進委員の皆様ご意見はございませんでしょうか。

山田委員 地元説明会を、町内会長や組長程度で終わってしまうというのはやはりおかしいと思います。ある程度の基準、例えば地元住民の8割以上の出席が必要だとかを決めていただきたいと思います。

事務局 ご意見ありがとうございます。先ほどと同様ですが、都市計画課等の関係部署と情報共有したいと思います。

議長 他にご意見もないようでありますので、質疑を終結し、採決を行います。第49号議案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手多数あり)

議長 挙手多数ですのでご異議なしと認めます。よって、第49号議案は原案のとおり承認することに決しました。

(第50号議案)

議長 続きまして、「第50号議案 農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 申請地は、登記地目、現況地目共に畑の7筆で面積は2,704㎡、目的は資材置場及び駐車場です。立地基準は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で第2種農地に該当します。

申請地の周辺は、北が雑種地、東と南が河川、西が道路です。近隣農地への影響については、隣接する農地がないため特に問題はありません。排水は、雨水のみで、申請地内に調整池を設置し、東側河川へ排水します。

他法令については土地利用調整条例により、自治会等の団体への周知はできております。

以上より、本申請は、立地基準及び一般基準を満たし、地区担当委員さんからも適当とのご報告をいただいているため、許可相当であると考えます。

第50号議案につきましては以上です。

議長 事務局の説明は終わりました。第50号議案について、ご質疑はございませんか。

(なし)

議長 特にご質疑もないようでありますので、推進委員の皆様ご意見はございませんでしょうか。

(意見なし)

議長

特にご意見もないようでありますので、質疑を終結し、採決を行います。
第50号議案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声、多数あり)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第50号議案は原案のとおり承認することに決しました。

(第51号議案)

議長

続きまして、「第51号議案 農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局

申請地は、登記地目が田、現況地目が雑種地の1筆で面積は1,010㎡、目的は自動販売機置場です。立地基準は、市街地介在農地で第3種農地に該当します。

申請地の周辺は、北が資材置場と畑、東が田、南が宅地と雑種地、西が道路です。近隣農地への影響については、周囲に小堤を設置し土砂等の流出を防止します。排水は、雨水のみで、申請地内に素掘り枡を新設し、北側水路へ排水します。

なお、本件は平成19年からすでに自動販売機置場として利用されており、始末書が提出されています。他法令については、面積が1,000㎡以上となっていますが、現状の利用から変更がないこと、利用開始されて長年が経過していること等から土地利用調整条例については対象外であることを確認しています。

以上より、本申請は、立地基準及び一般基準を満たし、地区担当委員さん、委員さんからも適当とのご報告をいただいているため、許可相当であると考

えます。

第51号議案につきましては以上です。

議長 事務局の説明は終わりました。第51号議案について、ご質疑はございませんか。

矢野委員 自動販売機を置くということですが、新品ですか、古いものですか。

事務局 他の場所で使われていたものを回収し、修理するための一時的な置き場と聞いております。

矢野委員 長期でなければよいと思いますが、ゴミ置き場とか、そのような使い方をしなければよいと思います。

議長 他にご質疑もないようでありますので、推進委員の皆様ご意見はございませんでしょうか。

(意見なし)

議長 特にご意見もないようでありますので、質疑を終結し、採決を行います。第51号議案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声、多数あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、第51号議案は原案のとおり承認することに決しました。

(第52号議案)

議長 続きまして、「第52号議案 農用地利用集積計画の変更について」を議題

といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局

本件は、農地の利用権を設定するため、貸し手および借り手の双方から農用地利用集積計画が瀬戸市長宛に提出されたことから、農地中間管理事業の推進に関する法律により瀬戸市長から本農業委員会に協議の申し出があったものです。

受人について、番号1は、申請地をすでに耕作している方ですが、他に実績等のない方でしたので、先日担当農業委員さんと面談を行い、利用権設定を行うことに支障ないと判断いただき、本申請に至りました。番号2は、瀬戸市農業塾の卒塾者です。番号3は、瀬戸市の認定農業者です。番号4は、現在愛知県のファーマーズ研修に通っており、先月同地区で利用権設定を行った方です。番号5は、地区担当の松原清委員から適当であると判断いただいた方で、すでに申請地を耕作しております。以上より、利用権設定を行うことに支障なく、また、すべての案件について地区担当委員さんからも適当とのご報告をいただいておりますので、農用地利用集積計画の変更につきましては、耕作放棄地予防の観点からも承認できるものと考えられます。なお、公益財団法人愛知県農業振興基金を通じ貸付けることとするもので、面積等は記載のとおりとなります。第52号議案につきましては以上です。

議長

事務局の説明は終わりました。第52号議案について、ご質疑はございませんか。

矢野委員

確認です。番号1の案件ですが、期間が20年とかなり長いのですが、これほど長くても認められるものなのでしょうか。また上限は決まっていますか。

事務局

20年でも問題ないことは確認済みで、最長が50年です。

議長

番号5の方の国籍はわかりますか。

事務局 番号5の方が他市の方ですので確認ができませんでしたが、利用権設定上問題はありません。

議長 他にご質疑もないようでありますので、推進委員の皆様ご意見はございませんでしょうか。

山田委員 今回利用権を設定される方の中で、他の農地の管理や耕作で手いっぱいではないかと感じる方がいます。今回耕作地を広げることが不安に感じます。

事務局 事前に山田委員からお話を伺っておりましたので、その方には、地域からそのようなお話が出ているということは伝えさせていただきました。やはり農業というのは属地的な側面がありますので、地域との軋轢を生まないようなやり方で、気を付けて農業をしていってほしいと申し入れを行いました。市としては、貴重な農業者の方ですので、なるべく応援していきたいと思っております。皆様にもご協力、ご指導していただければ幸いです。

議長 他にご意見もないようでありますので、質疑を終結し、採決を行います。第52号議案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声、多数あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、第52号議案は原案のとおり承認することに決しました。

(報告事項)

議長 続きまして、報告事項に移ります。一括して事務局から説明をお願いします。

事務局 報告第21号 農地法第5条第1項第6号の届出については5件ありました。面積等は記載のとおりです。

報告第22号 現況証明願出書については2件ありました。面積等は記載のとおりです。報告事項につきましては以上です。

議長 事務局の説明は終わりました。報告事項について、ご質疑等はありませんか。

(質疑なし)

議長 特にご質疑もないようでありますので、推進委員の皆様ご意見はございませんでしょうか。

(意見なし)

議長 本日付議されました案件は全て議了いたしました。
これにて、瀬戸市農業委員会7月定例会を閉会いたします。
ありがとうございました。